

# 1. 平成22年度 香芝市一般会計予算

## 1. 平成22年度香芝市一般会計予算

(総則)

第1条 平成22年度香芝市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,660,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第 1 表

## 歳入歳出予算

(歳入)		(単位 千円)		(単位 千円)			
款	項	金	額	款	項	金	額
1. 市	税		8,366,561				
	1. 市民税		4,309,000		2. 手数料		27,934
	2. 固定資産税		3,685,561		3. 証紙収入		22,000
	3. 軽自動車税		92,000	13. 国庫支出金			3,079,526
	4. 市たばこ税		280,000		1. 国庫負担金		2,426,299
2. 地方譲与税			175,300		2. 国庫補助金		632,624
	1. 地方揮発油譲与税		48,400		3. 委託金		20,603
	2. 自動車重量譲与税		126,900	14. 県支出金			1,542,435
3. 利子割交付金			40,100		1. 県負担金		676,271
	1. 利子割交付金		40,100		2. 県補助金		680,470
4. 配当割交付金			28,600		3. 委託金		185,694
	1. 配当割交付金		28,600	15. 財産収入			96,032
5. 株式等譲渡所得割交付金			7,900		1. 財産運用収入		6,032
	1. 株式等譲渡所得割交付金		7,900		2. 財産売却収入		90,000
6. 地方消費税交付金			444,000	16. 寄附金			1,600
	1. 地方消費税交付金		444,000		1. 寄附金		1,600
7. 自動車取得税交付金			61,200	17. 繰入金			168,713
	1. 自動車取得税交付金		61,200		1. 基金繰入金		114,100
8. 地方特例交付金			192,100		2. 他会計繰入金		54,613
	1. 地方特例交付金		192,100	18. 繰越金			50,000
9. 地方交付税			3,710,000		1. 繰越金		50,000
	1. 地方交付税		3,710,000	19. 諸収入			546,559
10. 交通安全対策特別交付金			12,000		1. 延滞金、加算金及び過料		3,125
	1. 交通安全対策特別交付金		12,000		2. 市預金利子		1,000
11. 分担金及び負担金			476,569		3. 貸付金元利収入		3,300
	1. 負担金		476,569		4. 受託事業収入		9,653
12. 使用料及び手数料			322,205		5. 雑収入		529,481
	1. 使用料		272,271	20. 市債			2,338,600
					1. 市債		2,338,600
					歳入合計		21,660,000

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 議会費		238,558
	1. 議会費	227,758
	2. 研究研修費	10,800
2. 総務費		2,219,820
	1. 総務管理費	1,625,511
	2. 徴税費	310,010
	3. 戸籍住民基本台帳費	125,468
	4. 人権啓発費	18,679
	5. 選挙費	72,871
	6. 統計調査費	38,177
	7. 監査委員費	29,104
3. 民生費		7,572,508
	1. 社会福祉費	2,677,001
	2. 児童福祉費	4,342,305
	3. 生活保護費	553,202
4. 衛生費		1,657,583
	1. 保健衛生費	413,375
	2. 清掃費	1,244,208
5. 農林商工費		178,979
	1. 農業費	135,338
	2. 林業費	153
	3. 商工費	43,488

(単位 千円)

款	項	金額
6. 土木費		2,565,643
	1. 土木管理費	82,797
	2. 道路橋梁費	308,782
	3. 河川費	35,810
	4. 都市計画費	2,126,216
	5. 住宅費	12,038
7. 消防費		795,354
	1. 消防費	795,354
8. 教育費		2,239,935
	1. 教育総務費	199,243
	2. 小学校費	496,609
	3. 中学校費	196,252
	4. 幼稚園費	391,823
	5. 社会教育費	363,665
	6. 保健体育費	592,343
9. 公債費		4,107,020
	1. 公債費	4,107,020
10. 諸支出金		34,600
	1. 諸費	34,600
11. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		21,660,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
香芝市土地開発公社に対する債務保証	平成22年度から返済期日まで	6,000,000
香芝市土地開発公社が先行取得する 公 共 用 地 取 得 事 業	平成22年度から5年以内	香芝市土地開発公社が、平成22年度において取得又は補償する 用地等の事業資金500,000千円及びこれに対する利子相当額

第 3 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
保 育 所 整 備 事 業	199,800	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 事 業	2,800			
清 掃 運 搬 施 設 整 備 事 業	5,200			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	238,900			
地 方 特 定 道 路 整 備 事 業	58,600			
ま ち づ ぐ り 事 業	332,500			
公 園 整 備 事 業	28,800			
小 学 校 施 設 耐 震 補 強 事 業	8,200			
二 上 小 学 校 増 築 事 業	60,700			
尼 寺 廃 寺 跡 整 備 事 業	8,100			
臨 時 財 政 対 策	1,395,000			
合 計	2,338,600			

## **2. 平成22年度 香芝市国民健康保険特別会計予算**

## 2. 平成22年度香芝市国民健康保険特別会計予算

(総則)

第1条 平成22年度香芝市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,107,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。



(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		1 2 3, 2 6 8
	1. 総 務 管 理 費	1 0 0, 7 5 5
	2. 徴 収 費	2 2, 2 0 3
	3. 運 営 協 議 会 費	3 1 0
2. 保 險 給 付 費		4, 2 0 2, 1 5 0
	1. 療 養 諸 費	3, 7 5 7, 2 0 0
	2. 高 額 療 養 費	3 9 1, 5 0 0
	3. 移 送 費	2 0
	4. 出 産 育 児 諸 費	5 0, 4 3 0
	5. 葬 祭 諸 費	3, 0 0 0
3. 後期高齢者支援金等		7 3 6, 1 0 0
	1. 後期高齢者支援金等	7 3 6, 1 0 0
4. 前期高齢者納付金等		1, 4 0 0
	1. 前期高齢者納付金等	1, 4 0 0
5. 老人保健拠出金		5, 5 5 0
	1. 老人保健拠出金	5, 5 5 0
6. 介 護 納 付 金		3 0 1, 0 0 0

(単位 千円)

款	項	金 額
	1. 介 護 納 付 金	3 0 1, 0 0 0
7. 共 同 事 業 拠 出 金		6 4 7, 0 0 5
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	6 4 7, 0 0 5
8. 保 健 事 業 費		7 4, 9 2 7
	1. 保 健 事 業 費	1 1, 9 1 5
	2. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	6 3, 0 1 2
9. 公 債 費		6, 0 0 0
	1. 公 債 費	6, 0 0 0
10. 諸 支 出 金		6, 6 0 0
	1. 償 還 金 利 子 及 び 還 付 加 算 金	6, 1 0 0
	2. 療 養 費 等 指 定 公 費 立 替 金	5 0 0
11. 予 備 費		3, 0 0 0
	1. 予 備 費	3, 0 0 0
歳 出	合 計	6, 1 0 7, 0 0 0

### **3. 平成22年度 香芝市老人保健特別会計予算**

### 3. 平成22年度香芝市老人保健特別会計予算

(総則)

第1条 平成22年度香芝市老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)			(歳 出)		
款	項	金 額	款	項	金 額
1. 交 付 金		8, 9 1 2	1. 総 務 費		1 0 0
	1. 支 払 基 金 交 付 金	8, 9 1 2		1. 総 務 管 理 費	1 0 0
2. 国 庫 支 出 金		4, 9 2 4	2. 医 療 諸 費		1 6, 3 0 0
	1. 国 庫 負 担 金	4, 9 2 4		1. 医 療 諸 費	1 6, 3 0 0
3. 県 支 出 金		1, 2 3 1	3. 公 債 費		1 0 0
	1. 県 負 担 金	1, 2 3 1		1. 公 債 費	1 0 0
4. 繰 入 金		2 3 0	4. 諸 支 出 金		2 0 0
	1. 他 会 計 繰 入 金	2 3 0		1. 諸 費	2 0 0
5. 繰 越 金		5 0 0	5. 予 備 費		3 0 0
	1. 繰 越 金	5 0 0		1. 予 備 費	3 0 0
6. 諸 収 入		1, 2 0 3			
	1. 雑 入	1, 2 0 3			
歳 入 合 計		1 7, 0 0 0	歳 出 合 計		1 7, 0 0 0

## 4. 平成22年度 香芝市後期高齢者医療特別会計予算

#### 4. 平成22年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算

(総則)

第1条 平成22年度香芝市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ567,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

## 歳入歳出予算

(歳入)		(単位 千円)
款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		436,725
	1. 後期高齢者医療保険料	436,725
2. 使用料及び手数料		145
	1. 手数料	145
3. 繰入金		121,700
	1. 他会計繰入金	121,700
4. 繰越金		1,000
	1. 繰越金	1,000
5. 諸収入		7,430
	1. 償還金及び還付加算金	300
	2. 雑収入	7,130
歳入合計		567,000

(歳出)		(単位 千円)
款	項	金額
1. 総務費		21,105
	1. 総務管理費	19,245
	2. 徴収費	1,860
2. 保健事業費		7,130
	1. 健康保持増進事業費	7,130
3. 後期高齢者医療 広域連合納付金		537,465
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	537,465
4. 公債費		500
	1. 公債費	500
5. 諸支出金		300
	1. 還付金及び還付加算金	300
6. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		567,000

## 5. 平成22年度 香芝市介護保険特別会計予算

## 5. 平成22年度香芝市介護保険特別会計予算

(総則)

第1条 平成22年度香芝市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,249,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 介 護 保 險 料		6 5 2, 0 0 0
	1. 介 護 保 險 料	6 5 2, 0 0 0
2. 使用料及び手数料		1 0 0
	1. 手 数 料	1 0 0
3. 国 庫 支 出 金		6 0 4, 1 3 1
	1. 国 庫 負 担 金	5 1 4, 6 7 4
	2. 国 庫 補 助 金	8 9, 4 5 7
4. 支 払 基 金 交 付 金		8 7 5, 8 0 2
	1. 支 払 基 金 交 付 金	8 7 5, 8 0 2
5. 県 支 出 金		5 6 8, 8 1 0
	1. 県 負 担 金	4 2 7, 7 2 8
	2. 県 補 助 金	1 4 1, 0 8 2
6. 財 産 収 入		3, 3 4 0

(単位 千円)

款	項	金 額
	1. 財 産 運 用 収 入	3 4 0
	2. 財 産 売 払 収 入	3, 0 0 0
7. 繰 入 金		5 2 8, 8 1 6
	1. 他 会 計 繰 入 金	4 8 3, 3 0 0
	2. 基 金 繰 入 金	4 5, 5 1 6
8. 繰 越 金		1, 0 0 0
	1. 繰 越 金	1, 0 0 0
9. 諸 収 入		1 5, 0 0 1
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2 5 0
	2. 雑 入	1 4, 7 5 1
歳 入 合 計		3, 2 4 9, 0 0 0

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		296,117
	1. 総 務 管 理 費	257,417
	2. 徴 収 費	2,890
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	35,810
2. 保 險 給 付 費		2,900,700
	1. 介 護 サービス等諸費	2,900,700
3. 地 域 支 援 事 業 費		37,181
	1. 地 域 支 援 事 業 費	37,181
4. 介 護 サービス事業費		12,260
	1. 居 宅 サービス事業費	12,260

(単位 千円)

款	項	金 額
5. 基 金 積 立 金		342
	1. 基 金 積 立 金	342
6. 公 債 費		500
	1. 公 債 費	500
7. 諸 支 出 金		1,600
	1. 諸 費	1,600
8. 予 備 費		300
	1. 予 備 費	300
歳 出 合 計		3,249,000

## 6. 平成22年度 香芝市下水道事業特別会計予算

## 6. 平成22年度香芝市下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成22年度香芝市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,513,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表

## 歳入歳出予算

(歳入)		(単位 千円)	(歳出)		(単位 千円)
款	項	金額	款	項	金額
1. 使用料及び手数料		469,900	1. 下水道事業費		744,100
	1. 使用料	469,460		1. 下水道建設費	744,100
	2. 手数料	440	2. 公債費		765,900
2. 国庫支出金		105,100		1. 公債費	765,900
	1. 国庫補助金	105,100	3. 予備費		3,000
3. 繰入金		451,600		1. 予備費	3,000
	1. 他会計繰入金	451,600	4. 繰越金		2,000
4. 繰越金		2,000		1. 繰越金	2,000
	5. 諸収入		100	6. 市債	
1. 延滞金、加算金及び過料		20	1. 市債		484,300
2. 雑収入		80			
歳入合計		1,513,000	歳出合計		1,513,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
香芝市水洗便所改造資金融資あっせんに係る取扱金融機関に対する債務の損失補償	平成22年度から償還期間満了まで	水洗便所改造者が取扱金融機関より、借り入れる改造資金に対して香芝市が行う元金・利子及び遅延損害金相当額

第 3 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	294,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	19,100			
資本費平準化	170,900			
合 計	484,300			

## **7. 平成22年度 香芝市土地取得特別会計予算**

## 7. 平成22年度香芝市土地取得特別会計予算

(総則)

第1条 平成22年度香芝市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ289,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 財産収入		253,638
	1. 財産売却収入	253,638
2. 繰入金		25,207
	1. 他会計繰入金	25,207
3. 繰越金		10,155
	1. 繰越金	10,155
歳入合計		289,000

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 諸支出金		125,182
	1. 財産取得費	125,182
2. 公債費		163,818
	1. 公債費	163,818
歳出合計		289,000

## 8. 平成22年度 香芝市財産区財産特別会計予算

## 8. 平成22年度香芝市財産区財産特別会計予算

(総則)

第1条 平成22年度香芝市財産区財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 財産収入		20,417
	1. 財産運用収入	20,417
2. 繰入金		12,583
	1. 基金繰入金	12,583
歳入合計		33,000

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 地元公共事業費		33,000
	1. 地元公共事業費	33,000
歳出合計		33,000